

1 許可が必要な広告物

秋田市内に広告物を表示する場合は、原則として市長の許可が必要となります。
許可の基準は、「全ての広告物に共通する基準」と「広告物の種類別の基準」の2つがあります。広告物の許可は、これらの基準を満たすことが要件になります。
許可を受ける場合は、広告物を設置する日の10日前までに市長に申請してください。

■ 共通の許可基準

- 景観を著しく遮へいすることがないもの
- 個数、形状、意匠および色彩は、周囲の景観と著しく不調和でないもの
- 蛍光又は反射を伴う塗料又は材料を使用しないもの
- 地色は蛍光色を使用しないもの
- その他景観形成基準に適合するもの

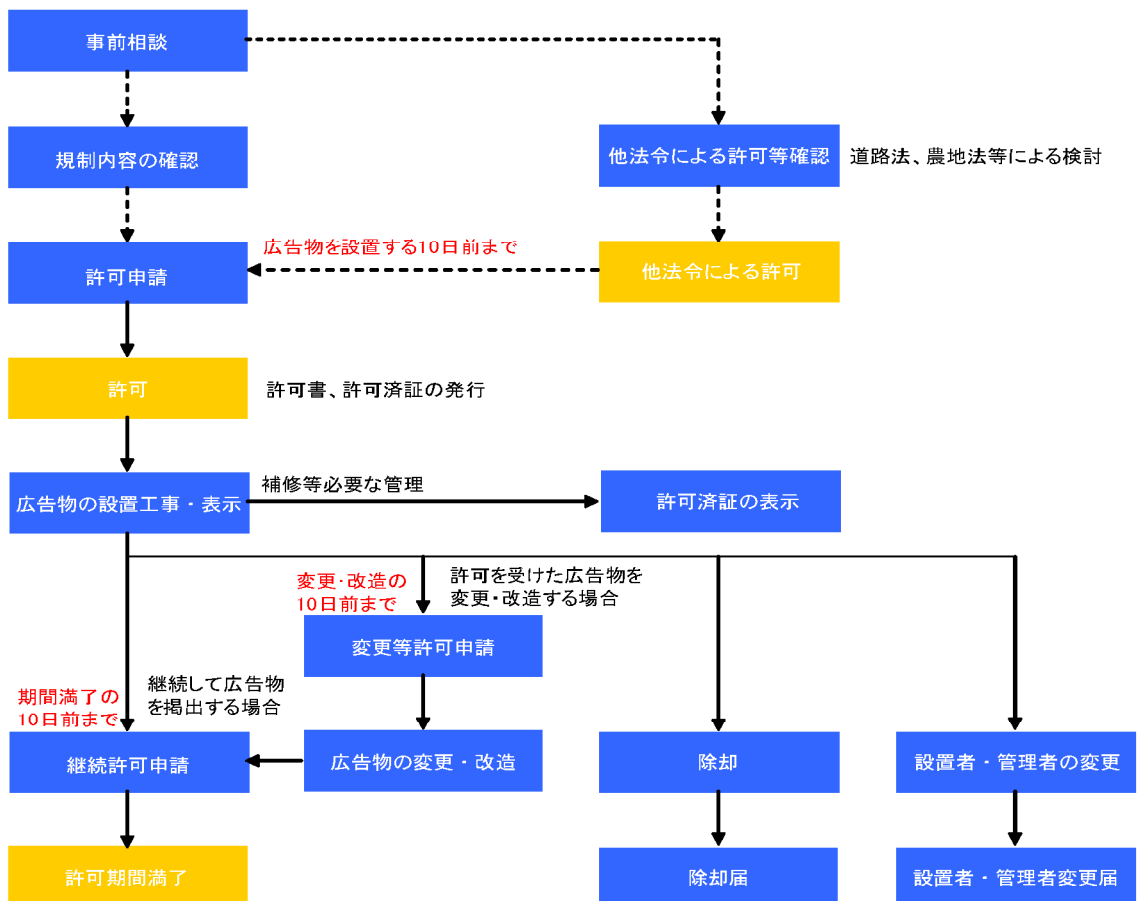
■ 種類別の許可基準

屋外広告物の種類別に、許可の基準が定められています。詳しくは種類別の許可基準（次のページ）をご覧ください。

● 広告物の設置等の手続き

広告物の設置から除却に至るまでには、次のような手続きが必要です。広告物には許可期間が定められていますので、広告物を表示する場合は、次のことに注意してください。

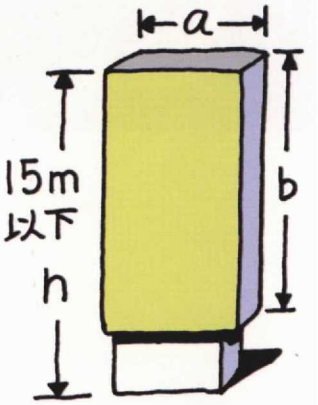
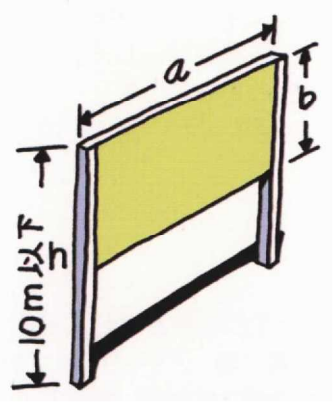
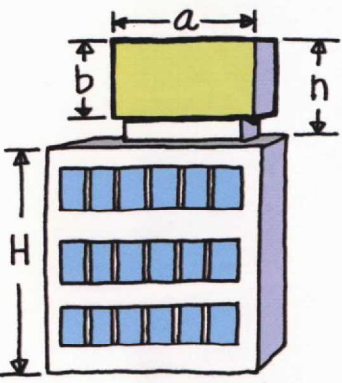
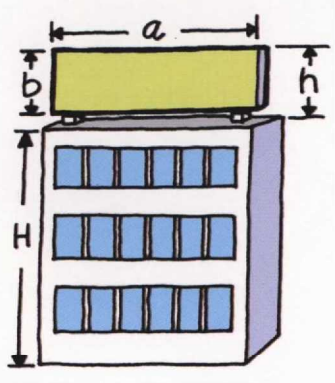
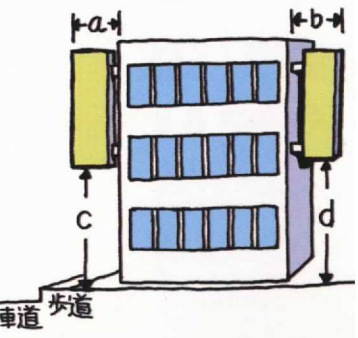
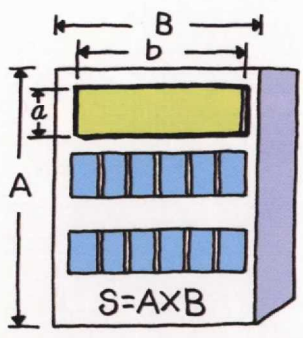
- 許可期間満了後も継続して広告物を表示する場合は、継続許可申請が必要です。
- 広告物を表示する必要がなくなった場合は、速やかに除却したうえで、除却届出の提出が必要です。



* 広告物申請の際は、申請手数料を納付する必要があります。

■ : 設置者の手続き

● 種類別の許可基準（抜粋）

<p style="text-align: center;">野立広告塔</p>  <p>$a \times b \leq 30\text{m}^2$ (1面) かつ $h \leq 15\text{m}$</p>	<p style="text-align: center;">野立広告板</p>  <p>$a \times b \leq 30\text{m}^2$ (片面) かつ $h \leq 10\text{m}$ (ただし市街地に設置する場合は $a \times b \leq 40\text{m}^2$ (片面) かつ $h \leq 15\text{m}$)</p>
<p style="text-align: center;">屋上広告塔</p>  <ul style="list-style-type: none"> ■耐火および準耐火建築物の場合 $h \leq H \times 2/3$ (ただし当該建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合が7/10以下の場合 $h \leq H$) ■木造建築物の場合 $a \times b \leq 20\text{m}^2$ かつ $h + H \leq 10\text{m}$ ■危険防止の措置をとること 	<p style="text-align: center;">屋上広告板</p>  <ul style="list-style-type: none"> ■耐火及び準耐火建築物の場合 $h \leq H \times 2/3$ ■木造建築物の場合 $a \times b \leq 20\text{m}^2$ かつ $h + H \leq 10\text{m}$ ■危険防止の措置をとること
<p style="text-align: center;">突出広告板</p>  <ul style="list-style-type: none"> ■歩道と車道の区別のある場合 $a \leq 1.5\text{m}$ かつ $C \geq 2.5\text{m}$ ■歩道と車道の区別のない場合 $b \leq 1.0\text{m}$ かつ $d \geq 4.5\text{m}$ 	<p style="text-align: center;">壁面広告板</p>  <ul style="list-style-type: none"> ■$a \times b \leq S \times 1/2$ (ただし $S \times 1/2 \geq 30\text{m}^2$ の場合、$a \times b \leq 30\text{m}^2$) ■同一壁面に同一種類のものを表示しないこと

*野立広告塔（板）は、原則として道路、鉄道、他の野立広告塔（板）から100m以内には設置できません。（ただし、市街地に設置する場合、自家広告物、公共広告物は除きます）

*表中の広告物（壁面広告板を除く）が発光装置又は照明装置を有する場合は、信号機から20m以内（屋上広告塔（板）は10m以内）には設置できません。

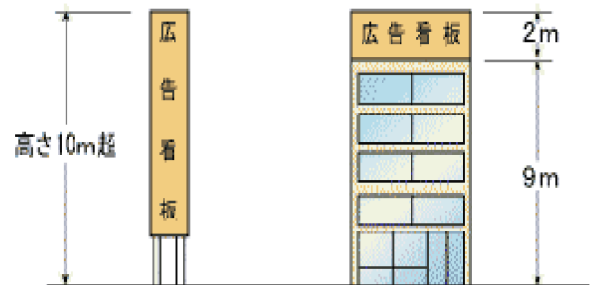
● 大規模広告物

規模の大きな広告物は、周囲の景観に与える影響が特に大きくなります。そこで、秋田市では、景観法に基づく「秋田市景観計画」を策定し、屋外広告物に関する景観形成基準を設けました。以下の基準に該当する広告物の表示等の許可を受けようとする場合は、前ページの種類の許可基準に加え、景観形成基準に適合する必要があります。

■ 対象となる規模

高さ10メートルを超え、かつ表示期間が2箇月を超えるもの

(広告物が建築物等と一体となって設置されて場合によっては地盤面から、広告物の上端の高さまで。また、改造により高さが10メートルを超えることとなる場合も該当します。)



■ 景観形成基準

項目	景観形成基準
掲出位置	<ul style="list-style-type: none"> ・建築物とバランスをとる。 ・わかりやすい位置に掲出する。 ・建物や並木の高さを乱さないようにする。
数量・面積	<ul style="list-style-type: none"> ・掲出する情報・内容を整理・集約（集合化）して少なくする。 ・建物とのバランスに配慮する。 ・印象に残る効果的なものになるよう表現を工夫し、必要最小限の大きさとする。
意匠・形態	<ul style="list-style-type: none"> ・建物や施設のイメージ・性格等に合うものにする。
色彩・素材	<ul style="list-style-type: none"> ・周辺と調和する地色とする。 ・周辺の色彩と調和する色相・彩度・明度とする。 ・汚れが目立たないような耐久性、耐候性のある材料を使用する。
表現方法	<ul style="list-style-type: none"> ・シンプルですっきりしたものにする。 ・デザイン・字体・絵・写真等は質の高いものにする。 ・電飾等は、地域の特性に応じたものとする。 ・簡潔でわかりやすい内容にする。 ・商業地では、広告物がにぎわい、活気、楽しさを演出する要素になるようにする。

● 許可申請に必要な書類

許可申請の際は、申請の種類に応じて申請書に次の書類を添付して提出してください。提出部数は、1部です。

■ 新規申請/変更・改造申請

位置図、配置図、仕様書、構造図、意匠図のほか必要書類（他法令の許可書、土地・建物の使用承諾など）

大規模広告物の場合は、「チェックリスト」「現況カラー写真（2方向以上）」「色彩（マンセル値）を記載した意匠図」

■ 継続申請

現況カラー写真、前回許可書（写）

*申請の時期等については、2ページをご覧ください。

*申請の際は、申請手数料の納付が必要となります。金額については、申請しようとする広告物の種類・数等により異なりますので、秋田市都市整備部都市計画課へご相談ください。